[事案 27-166] 説明請求

· 平成 27 年 10 月 16 日 不受理決定

<事案の概要>

平成17年4月に契約した医療保険について、保険会社から給付金が全て支払われた後、保険会社に対する「温熱療法・放射線照射治療」の手術給付金支払いに関する質問について、納得できる説明を求めるとともに、同給付金支払いに関して、保険会社が経営として対応している全ての詳細を開示すること等を求めて申立てのあったもの。

<不受理の理由>

裁定審査会では、申立内容の適格性について審査を行った結果、本契約の給付金は既に支払われており、当審査会は、契約者等の保険契約上の具体的な権利に関する紛争を解決する機関であることから、保険会社の経営にかかる個別資料の開示や、個別の質問に対する回答を保険会社に求める権限を有するものではないので、本申立てはその性質上裁定を行うに適当でないと認められることから、業務規程第24条1項9号にもとづき、申立てを不受理とした。